

国営海の中道海浜公園 園内業務入園における車両通行規則

国営海の中道海浜公園事務所

1. 目的

本規則は公園における国土交通省(以下「事務所」という。)国営海の中道海浜公園管理運営業務受託者(以下「管理センター」という。)及び関連の業務用車両並びに臨時に入園する車両全てに適用される。園内利用者保護のため、園内への車両通行を極力自粛し、お客様の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に心掛けると共に、公園施設を保全しなければならない。

2. 車両通行の許可

- 1) 車両通行許可証の発行は管理センターとする。
- 2) 工事その他の業務で公園内に立ち入る場合は、あらかじめ公園内立入許可申請書(別記様式1)を提出して公園内立入許可書(別記様式1-1)を受けなければならない。

3. 公園内立入許可の条件

- 1) 区域内の国有財産(樹木を含む)を滅失または毀損した場合は公園管理者の指示に基づき原状に回復、またはその損害を賠償すること。
- 2) 第三者に損害を及ぼした場合は申請者の責任において賠償すること。
- 3) 立入りの目的以外の行為を行わないこと。
- 4) 有料エリア内及びリゾートエリア内の舗装されている広場・園路(光と風の広場管理棟から旧デイキャンプ場駐車場までの園路は除く)は普通乗用車(セダン型(ハッチバック型は除く)・クーペ型・オープンカー)及び自動二輪の乗り入れは不可とする。ただし、青少年海の家利用目的のための青少年海の家エリアのみは、普通乗用車及び自動二輪の乗り入れ可とする。

4. 車両通行の遵守事項

- 1) 園内は原則として左側通行、走行速度は20Km/h以下とし、走行経路は車両入園許可申請書時に添付される車両等走行ルート図に従うものとする。
- 2) 交差点(部)及び横断歩道においては一旦停止を確実に行うこと。
- 3) 走行中は必ず黄色回転灯を点灯すること。
なお、黄色回転灯が設置出来ない車両(原動付き自転車、カート等)について運行時は常にライトを点灯すること。
- 4) クラクションは原則として使用しないこと。
- 5) 公園利用者(歩行者・自転車)を最優先させることし、混雑時は徐行運転で走行すること。
来園者に道を譲ってもらった場合は必ずお礼と感謝の気持ちを込めて挨拶を行うこと。
- 6) 発進時は車両周囲の安全を確認すること。
- 7) 入園中は運転席の前面に車輛通行許可証を掲示すること、また運転に際しては園内標識に従うこと。
- 8) 開園区域内に乗り入れる車両は、見苦しくないよう常に清掃管理すること。
- 9) 駐車中のアイドリングは行わないこと。
- 10) 業務用車両の運行は最小限にとどめ、開園時間内に資材、商品及び食材等の搬入がない場合は、業務用駐車場に車を止め、自転車・徒歩等で入園すること。
- 11) サイクリングコースは通行許可車以外車両乗り入れ禁止。

- 12) 業務用車両は、極力歩道・園路及び芝生地・広場に駐車しないものとし、公園利用者からの視野から避けること。ただし業務上駐車しなければならない場合は、車両の前後にセフティーコーンを置き、公園利用者に動かない車であることを示すこと。
- 13) 園内に入ることができる車は公園利用者が業務用車両であると識別できるよう三方向に会社名が標示している車とする。会社名の標示のない車を入園させる場合はマグネットシート等で社名もしくは「園内作業中」を標示すること。
- 14) 4 t以上の車を開園時間内に通行させる場合は先導車を出すこと。4 t以上の車が多数通行する場合は、業務用入口付近や他の交通と交差する場所に警備員を常駐させること。
- 15) ワンダーシャトルから動物の森正門⇒森の家⇒西サイクリングセンター⇒ガードマン詰所までのコース、青少年海の家コース、カモ池周辺コースは反時計回りの一方通行とする。
- 16) ガードマン詰所職員勤務時間外に入退園する際は、あらかじめ主任監督職員（占用工事については国管理係長）に許可を得て、休日・残業等作業届（別記様式3）を以下の提出期限までに管理センター及びガードマン詰所職員に提出し、承諾を得ること。なお、下記、ガードマン詰所職員の勤務時間帯以外に入退園を行う場合には、その旨を以下の①②により必ず連絡を入れた上で、海の家ガードマン口より入退園すること。また、園路途中にある車止め柵等を通行のため移動した場合は、すみやかに原状復旧すること。
 - ①勤務時間前（早朝入園）・・・作業該当日の前日の15時まで
 - ②勤務時間後（残業）・・・作業日当日の15時まで※勤務時間 3月～10月 7:00～18:30、11月～2月 7:00～18:00
- 17) この規則で定める規程に違反した車両及び運転手は即刻退園を命じると共に、再入園を禁止する。

5. 車両通行時間

- 1) 業務用車両の走行は極力開園時間外（7:30～9:30、17:30（冬期17:00～18:30））に努めること。
- 2) 土日祝及びお盆期間の多客時の開園時間内の車両の通行は原則不可とする。ただし、あらかじめ主任監督員（占用工事は国管理係長）に許可を得て、土日祝等開園時間内車両通行許可願（別記様式2）を提出し許可を受けたものはこの限りではない。
- 3) 上記の許可を受けた場合でも、土日祝の車両の通行は原則11:00～15:00まで不可とし、食料品の仕込み、菓子・雑貨・ジュース等の納品は平日もしくは来園者の少ない朝もしくは夕方とする。なお納品時間、ルート、納品方法等の納品計画を事前に十分に検討し、公園担当職員の了解を得ておくこと。
- 4) 休日等混雑時、止むを得ず、追加の納品が必要な場合は外周及び中央コースのみの走行とし、所定の場所から台車等で小運搬する。この場合、事前に公園担当職員の許可を得ること。
- 5) 土日祝及びお盆期間等の混雑時に通行許可を得た場合は、マラソン大会や大規模イベント等で通行不可の場合があることから、事前に公園担当職員へ1ヶ月毎の通行計画書を提出して調整すること。

附則

- この規則は、平成18年 4月 1日より適用する。
この規則は、平成21年11月 1日より一部改正する。
この規則は、平成22年11月 1日より一部改正する。
この規則は、令和 5年 6月 2日より一部改正する。

(別記様式1)

平成 年 月 日

海の中道管理センター
管理センター長 殿

申請者 住所

氏名

印

公園内立入許可申請書

標記について、下記のとおり立入りを許可くださるよう申請します。
なお、公園区域立入りに際しては、貴センターから提示された許可条件及び注意事項を遵守することを確約いたします。

記

- 立入り先 海の中道海浜公園区域内（別紙位置図のとおり）
- 立入り目的
- 業務名及び
（工期）（平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日）
- 立入り期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 責任者名
連絡携帯電話番号（ - - ）
- 添付書類
 - 立入り者名簿（別紙のとおり）
 - 車輛番号一覧表（別紙のとおり）
 - 通行ルート（別紙のとおり）

(別記様式1-1)

平成 年 月 日

様

海の中道管理センター
管理センター長

公園区域内立入許可書

平成 年 月 日付をもって申請があった公園区域内への立入りについては、下記条件を付して許可する。

記

1. 立入り期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
2. 立入り目的
3. 責任者氏名
4. 条 件
 - (1) 区域内の国有財産(樹木を含む)を滅失または毀損した場合は公園管理者の指示に基づき原状に回復、またはその損害を賠償すること。
 - (2) 第三者に損害を及ぼした場合は申請者の責任において賠償すること。
 - (3) 立入りの目的以外の行為を行わないこと。
 - (4) 普通乗用車(セダン型(ハッチバック型は除く)・クーペ型・オープンカー及び自動二輪)の乗り入れはガードマン入口までとする。
5. 注意事項
 - (1) 立入り区域内における行為は許可による他担当警備員の指示に従うこと。
 - (2) 立入り区域内における服装は公園利用者に不快感を与えないよう留意すること。
 - (3) 本許可書記載事項の訂正は管理センターの訂正印が無い場合は無効とする。
 - (4) 立入りの際は火気(特に煙草)に充分注意すること。
 - (5) 車両による立入り時間は極力閉園時間(7:30~9:30、17:30(冬期17:00~18:30))に通行するよう努め、原則として土日祝及びお盆期間は不可とする。但しあらかじめ許可を得たものについてはこの限りではない。
 - (6) 上記の許可を受けた場合でも、土日祝の車両の通行は原則11:00~15:00まで不可とし、食料品の仕込み、菓子・雑貨・ジュース等の納品は平日もしくは来園者の少ない朝もしくは夕方とする。なお納品時間、ルート、納品方法等の納品計画を事前に十分に検討し、公園担当職員の詳細を得ておくこと。
 - (7) 休日等混雑時、止むを得ず、追加の納品が必要な場合は外周及び中央コースのみの走行とし、所定の場所から台車等で小運搬する。この場合、事前に公園担当職員の許可を得ること。
 - (8) 土日祝及びお盆期間等の混雑時に通行許可を得た場合は、マラソン大会や大規

模イベント等で通行不可の場合があることから、事前に公園担当職員へ1ヶ月毎の通行計画書を提出して調整すること。

6. 車両の通行にあたって次のことを遵守すること。

- 1) 園内は原則として左側通行、走行速度は20Km/h以下とし、走行経路は車両入園許可申請書時に添付される車両等走行ルート図に従うものとする。
- 2) 交差点(部)及び横断歩道においては一旦停止を確実に行うこと。
- 3) 走行中は必ず黄色回転灯を点灯すること。
なお、黄色回転灯が設置出来ない車両(原動付き自転車、カート等)について運行時は常にライトを点灯すること
- 4) クラクションは原則として使用しないこと。
- 5) 公園利用者(歩行者・自転車)を最優先させることし、混雑時は徐行運転で走行すること。来園者に道を譲ってもらった場合は必ずお礼と感謝の気持ちを込めて挨拶を行うこと。
- 6) 発進時は車両周囲の安全を確認すること。
- 7) 入園中は運転席の前面に車輛通行許可証を掲示すること、また運転に際しては園内標識に従うこと。
- 8) 開園区域内に乗り入れる車両は、見苦しくないよう常に清掃管理すること。
- 9) 駐車中のアイドリングは行わないこと。
- 10) 業務用車両の運行は最小限にとどめ、開園時間内に資材、商品及び食材等の搬入がない場合は、業務用駐車場に車を止め、自転車・徒歩等で入園すること。
- 11) サイクリングコースは通行許可車以外車両乗り入れ禁止。
- 12) 業務用車両は、極力歩道・園路及び芝生地・広場に駐車しないものとし、公園利用者からの視野から避けること。ただし業務上駐車しなければならない場合車両の前後にセフティーコーンを置き、公園利用者に動かない車であることを示すこと。
- 13) 園内に入ることができる車は公園利用者が業務用車両であると識別できるよう三方向に会社名が標示している車とする。会社名の標示のない車を入園させる場合はマグネットシート等で社名もしくは「園内作業中」を標示すること。
- 14) 4 t以上の車を開園時間内に通行させる場合は先導車を出すこと。4 t以上の車が多数通行する場合は、業務用入口付近や他の交通と交差する場所に警備員を常駐させること。
- 15) ワンダーシャトルから動物の森正門⇒森の家⇒西サイクリングセンター⇒ガードマン詰所までのコース、青少年海の家コース、カモ池周辺コースは反時計回りの一方通行を遵守すること。
- 16) ガードマン詰所職員勤務時間外に入退園する際は、あらかじめ主任監督職員(占用工事については国管理係長)に許可を得て、休日・残業等作業届(別記様式3)を以下の提出期限までに管理センター及びガードマン詰所職員に提出し、承諾を得ること。なお、下記、ガードマン詰所職員の勤務時間帯以外に入退園を行う場合には、その旨を以下の①②により必ず連絡を入れた上で、海の家ガードマン口より入退園すること。また、園路途中にある車止め柵等を通行のため移動した場合は、すみやかに原状復旧すること。
 - ①勤務時間前(早朝入園)・・・作業該当日の前日の15時まで
 - ②勤務時間後(残業)・・・作業日当日の15時まで※勤務時間 3月～10月 7:00～18:30、11月～2月 7:00～18:00
- 17) この規則で定める規程に違反した車両及び運転手は即刻退園を命じると共に再入園を禁止する。

(別記様式2)

土日祝等開園時間車両通行許可願

平成 年 月 日

海の中道管理センター
管理センター長 殿

申請者 住所
氏名 印

園内業務入園における車両通行規則第5条の2により、下記のとおり申請します。

記

1. 期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

2. 場 所

3. 業務内容

4. 通行理由

5. 責任者名

連絡携帯電話番号 (— —)

上記について必要と認めます。

(国 管理係長)

平成 年 月 日

主任監督員

印

事前に1ヶ月毎の通行計画書を提出することを条件に土日祝及びお盆期間中の開園時間内立入りを許可します。

平成 年 月 日

海の中道管理センター
管理センター長

通行許可証（ひな形）

通行許可証			
有効期限	年	月	日まで
会社名	_____		
工事名	_____		
車両番号	_____		
国営海の中道海浜公園			
〇〇〇〇エリア（平日用）			

公園内車両通行および作業心得（ひな形）

<p>公園内車両通行および作業心得</p> <ol style="list-style-type: none">1. 指定したルートに従って通行すること。2. 園内は20km/h以下で走行し、交差点および横断歩道においては、一旦停止を確実に行うこと。3. クラクシオンは原則使用してはならない。4. 歩行者及び自転車を優先すること。5. 公園利用者および諸施設の安全に細心の注意を払わなければならない。6. 公園利用者の快適な公園利用を妨げないよう運転及び作業態度に留意すること。7. 入園中は通行証車両前方に明示しなければならない。8. 所定の時間内に所定の出入口から出入し不必要な場所に立ち入らないこと。9. 駐・停車の際は芝生地及び林地を以外の場所で公園利用者の妨げにならぬよう配慮すること。10. 車を離れる際には、必ずエンジンを停止すること。11. 国営海の中道海浜公園 園内車両通行規則を遵守すること。12. 通行証の有効期限が切れたときは直ちに返却し、若しくは更新手続きをとること。 <p>国土交通省 九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所 [発行] 海の中道管理センター</p>
--

